次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第26条の４第９項及び第26条の28の５第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。 １・２　（略） 別表１～４　（略） 別表５－１（第２項第５号イ関係） 土台（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合にあっては、床下空間に露出している部分及び当該認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事において露出する部分に限る。以下この表及び次表において同じ。）が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していること。 一　北海道又は青森県の区域内に存する住宅以外の住宅　土台に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（令和７年農林水産省告示第195号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）をいう。次号において同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること 二　（略） 別表５－２　（略） 別表６～11　（略） 備考　（略）	租税特別措置法施行令第26条の４第９項及び第26条の28の５第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。 １・２　（略） 別表１～４　（略） 別表５－１（第２項第５号イ関係） 土台（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合にあっては、床下空間に露出している部分及び当該認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事において露出する部分に限る。以下この表及び次表において同じ。）が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していること。 一　北海道又は青森県の区域内に存する住宅以外の住宅　土台に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）をいう。次号において同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること 二　（略） 別表５－２　（略） 別表６～11　（略） 備考　（略）

附　則

この告示は、令和七年七月三十日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第三百五号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第六百十四号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　深井　和宏、水野　健、寶泉　立夫、加藤　正明、小林　良成、宮田　宗一、吉田　泰	（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　深井　和宏、水野　健、片野　隆裕、加藤　正明、小林　良成、宮田　宗一、吉田　泰

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第三百十八号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、大石　佳知、加藤　剣	（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、大石　佳知、酉出　慎吾

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号　ＳＶＡＸ　ＴＴビル３階
変更後	東京都中央区八丁堀三丁目十九番二号　キューアス八丁堀第１ビル６階

二　変更する年月日　令和七年二月二十三日